

31川健介保第1344号
令和2年3月2日

市内指定居宅介護支援事業所
市内指定居宅介護予防支援事業所 管理者 様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る軽度者への指定（介護予防）福祉用具貸与の例外給付について（通知）

要支援・要介護1の者（※）については、貸与告示第1項から第6項及び第11項から13項に規定する貸与種目（以下「対象外種目」という。）に係る福祉用具貸与費等は、原則として算定できないとされていますが、利用者等告示第31号のイに掲げる状態像に該当する者で同号に規定する対象外種目を貸与する場合、又は老企第36号第2の9(2)①ウの状態であることを市が書面等確実な方法により確認している場合で同ウに規定する対象外種目を貸与する場合は、福祉用具貸与費を算定することができます。

上記状態であることの判断方法は、基本調査の結果や主治の医師から得た情報（所見を含む。）等とされ、これらの判断が適切に行われていない場合は対象外種目に係る福祉用具貸与費等は算定できないこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、面会その他の方法で主治の医師から情報等を得ることができないときは、例外的に収束後概ね1月以内に上記判断（市の確認も含む。）をした場合に限り、判断前の対象外種目に係る福祉用具貸与費等についても算定を可能とします。ただし、収束後に主治の医師等から情報を得た結果、利用者等告示第31号のイに掲げる状態像等に該当しないことが明らかになったときは、既に支給した対象外種目に係る福祉用具貸与費等について過誤調整等していただくこととなりますのでご注意ください。

（※）貸与告示第13項については、要介護2、3を含む。

（介護保険課給付係 村上担当）
電話 044-200-0447
FAX 044-200-3926

別表1 【(参照) 利用者等告示第31号】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 ★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がり困難な者 (二) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

別表2 【利用者の状態像の判断基準】

<p>(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）</p>
<p>(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）</p>
<p>(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾病による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p>